

令和5年

通巻975号



特別寄稿

大樹寺と徳川家康公 中村康雅

ぶつぶつ放談

時宗を知ろう 長沢昌幸

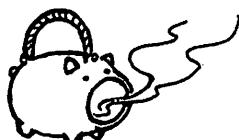
仏教おススメ書籍

『千夜千冊エディション 戒・淨土・禪』ほか 選者 原口弘之

# 淨土

2023/7・8月号 目次

特別寄稿 大樹寺と徳川家康公	中村康雅	2
ぶつぶつ放談 他宗を知ろう「時宗」その1	長澤昌幸	6
「選択本願念佛集」講義余話2回		
「法然上人の阿弥陀仏觀」	阿満利磨	16
寺々刻々㉚ 売りに出される寺	鵜飼秀徳	20
林海庵・開教奮闘記⑪ 宗教法人設立(下)	笠原泰淳	24
佛教おススメ書籍①		
「千夜千冊エディション 戒・浄土・禪」ほか	原口弘之	29
漫画「浄土宗のお祖師様」三祖良忠上人㉚	ぐんじまん	30
佛教おススメ書籍② 「現代日本語訳 浄土三部經」ほか	原口弘之	33
あなたもお寺のCIO㊯ 「じょーど」公開2年のあゆみ	小路竜嗣	34
微風吹動 孟蘭盆の意味	石田一裕	38
原稿募集企画 48字でつづる「私と法然上人」	編集部	42
編集後記		48
心に響く言葉④	長谷川岱潤	表2



---

表紙題字=中村康隆元浄土門主

表紙絵=貞林院瑞正寺二十五世 林錦洞「鳥」金文文字

アートディレクション=近藤十四郎

## 宗教法人設立（下）

# 笠原泰淳



かさはら たい・じゅん

昭和二十三年東京生まれ。慶應大学経済学部卒。日本通運（株）に入社、八年勤務し浄土宗東京教区貞源寺の故藤木芳清師に師事。佛教大学に学び、浄土宗僧階取得。東京教区心光院に約十一年勤務。平成十四年「林海庵」を設立。翌年、同寺が浄土宗寺院として承認され住職となる。現在、浄土宗開教振興協会副理事長。

林海庵開山上人

お寺・イコール宗教法人というのはほとんどの方

にとつては自明なことかもしれない。だが、開教寺院にとつては自明ではない。どうすればできたばかりのこのお寺を法人化することができるのか。

以下に私が体験したこと、また耳にしたことを書かせて頂こうと思う。少しお聞き苦しいところもあるかもしれないが、ご容赦頂きたい。

宗教法人の設立については、前回書いたように都道府県知事の所轄である。申請するためには「三年程度の活動実績が必要」となる。

都厅の「東京都生活文化局 都民生活部 管理法人課 宗教法人担当」という長い名前の部署に通つて、活動を報告する。

三年程度の活動実績、ということだが、林海庵は稻城市のマンションからスタートして、活動四年目に隣の多摩市に移転した。

都厅の話によると、

「稻城市と多摩市ではこちらの担当者が違うので、また一からのスタートになります。」

つまり、「三年間の活動実績」といつても、實際には寺院の活動期間ではなく、都厅による三年間の指導期間なのだ。

しかも、地区によって担当者を分けているのがあちらの都合だ。どうして過去四年間の活動実績がゼロ扱いになるのか。

他県のケースでは、「県厅の担当者が転勤で変わりました。また一からのスタートになります」と言わされた」という話もあった。

自分たちが宗教法人設立を「許可してあげよう」、できればそうしたくないのだが、とでも言わんばかりである。

宗教法人法の第一条には、この法律の目的が明記されている。

第一条 この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

「資するため」つまり、宗教活動は公益のためになるものであるから、それを助けるために宗教団体に法人格を与える—これがそもそも宗教法人法の精神である。振り返って所轄庁の姿勢はいかがなものであろうか。この法の精神にのつとつたものであろうか。

オウム真理教事件の影響が大きいという。それで法人化の手続きが厳しくなった——そのようには聞いている。止むを得ない部分もあるのだろう。だが役所の対応をみると、首を傾げるるものも少なくない。

例えば、こう言われた。

「実際に行なった行事の写真を撮って、提出して下さい。」

行事の参加者は、「ホームページを見てお念仏の会に関心をもつた、試しに参加してみよう」—「このような方が多い。なかなかカメラを向けてほしい。「顔写真を撮られるくらいなら来ない方がよかつた。」もしそう思われたら次回から来ないだろう。「都庁へ提出しなければならないので写真を撮らせて下さい。」と言うしかないのか。だがせつかくの行事の雰囲気が壊れてしまう。都庁の担当者にそう言うと、

「後ろ姿でいいから信徒さん方の写真を撮って提出して下さい。」

ひどい要求である。

「檀信徒名簿を提出して下さい。」

といふのもある。

他県の場合だが、「寺院規則に細則を加えて下

さい」「だの「総代会を作つて下さい」というのもあつた。これを行政による宗教活動への介入といわすして何であろうか。

だが、ここで喧嘩をしたところで状況が不利になるだけだ。都庁に言われるままに膨大な書類を作成し、提出する。

宗務庁が相談にのつてくれれば良いのだが、いかんせん、宗務には法人設立について詳しい方がいない。そればかりか、都庁に提出するのと同じくらい沢山の書類を作成・提出してほしいという。

宗務庁は包括法人側から法人設立承認を出すためだそうだ。（包括法人からの設立承認書が、都庁への申請手続きに必要となる。）

だが宗務庁では、都庁のように三年間の厳しい審査をするわけでもないし、宗務庁が文化庁から指導を委託されているわけでもない。要するに宗務庁には、その寺院の法人設立が妥当かどうか、審査や判断をする材料もないし、また審査をする

必要もないのだ。こちらからの法人設立承認申請後、直ちにそれを承認してくれればそれでよい。宗教法人が一つ増えることは一宗にとつても望ましい、おめでたいことなのだから。

令和三年の十月に、宗務庁総務部の担当課長、社会部、宗務役員も交えて非公式の会合があり、私も出席した。その中で、宗内における法人設立承認の手続きを簡略化してもらえるよう訴えた。総務部は「検討する」と言ってくれた。前向きに取り組んでいただけるよう切に願いたい。

林海庵はゼロからスタートした。ご本尊もない、本堂も墓地もない、檀信徒もゼロという「ないないづくし」からのスタートだった。そこからの縡を大まかに振り返ってみる。

第一段階は檀信徒コミュニティの形成。寺の月例の行事として「お念佛の会」を始めた。いつも出席して下さる方々の中から、檀信徒の核となつ

て寺を応援して下さる「ミニユーティー」が生まれた。

次が土地建物の取得。檀信徒の協力や浄土宗開教振興協会からの資金借入によつて実現できた。これが第一段階である。

そして第二段階が、宗教法人設立である。

法人化の前提条件として、土地建物が自己所有でなければならない。だからこの順序となる。なぜ自己所有でなければならないか。もし賃貸物件であればその場所での宗教活動の永続性が見込めないし、そもそも法人による土地建物所有の登記ができない。法人設立を認証する意味がないのだ。

同様の理由で、借入金があると、活動の永続性に難あり、ということになつて法人設立認証が下りない。

だが、ゼロからスタートした開教寺院であれば、土地建物をキャッシュで購入というわけにはいかないであろう。借入れに頼らざるを得ない。借入れ先が銀行であろうと浄土宗開教振興協会である

うと、毎年返済してゆかなければならない。

借入れ残高が少しでもあれば法人を設立できな——このような県も多いそうだが、東京都では地価が高いため、返済の見込みが立つていれば若干の借入れ残高があつても法人設立に進めるくなつてている。

こうして手探り状態ながら三年間、都庁の指導に従いつつ法人設立までこぎつけた。多摩市に移転してからちょうど三年後のことであつた。

繰り返すが、宗教法人設立に関しては、都道府県庁との細かいやりとりが主な業務となる。先方の担当者も決して経験豊富というわけではない。こちらは普段の寺の活動とはまったくかけ離れた事務作業、書類作りが中心だ。頭の切り替えも必要となる。マニュアルが整備されているわけでもない。

開教寺院ならではの、やつかいな大仕事である。